

浄化槽保守点検業者登録申請書留意事項 (登録新規・更新の方はお読みください！)

1. 登録申請の流れ

申請 → 書類内容審査 → 手数料徴収 → 現場調査日程調整 → 現場調査(器具類確認)
→ 決裁(登録証原案添付) → 決裁完了 → 登録証作成 → 交付

※申請書は1部でかまいませんが、「控」が必要な場合は2部作成願います。

2. 手数料

当申請は、営業所が市内にある場合と市外にある場合で手数料が異なります。

営業所が市内にある場合 28,000円

営業所が市外にある場合 35,000円

※ 手数料は、現金で用意願います。

3. 提出書類

(1) 浄化槽保守点検業者登録申請書

- ・住所 法人の場合は、主たる事務所の所在地(営業所の所在地ではない)。
個人の場合は、住民票の住所地。
- ・氏名 法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名。
個人の場合は、申請者氏名。

※ 申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書、又は寄付行為及び登記事項証明書。

※ 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類。

- ・登録の種類 新規登録か更新かの区別。レ点で表示。
更新の場合は、現在登録している登録番号及び登録年月日。
- ・営業所の名称及び所在地 営業所名とその所在地を記入。
- ・営業所の専任の浄化槽管理士、免状の交付番号
浄化槽管理士氏名及び交付番号記載。
- ・役員 法人の場合のみに記載。
登記記載事項証明書に記載されている者の役名と氏名(代表取締役、取締役、監査役等)。

(2) 誓約書

申請者が条例第6条第1号から第7号までおよび第9号の欠落事項に該当しない旨のもの。

条例第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第4条の申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (2) 第14条第2項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第14条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (9) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（同号アに該当する者を除く。）

(3) 営業所の付近見取図及び概要

付近見取図 変わりにくい目印（線路、駅、公共機関、道路名等）を記入して記載。

営業所と器材置場が異なる場合は、両方の場所を記載。

概要（帳簿、器材置場、事務所等を平面図で記入のこと）

事務所の平面図には、帳簿書類の位置を書き込むこと。

器材置場は、他の用具と共用の場合は、区画等（ロッカー等）を設け、混在を防ぐこと。

(4) 浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号

営業所の名称は、申請書に記載した営業所の名称を記載。

区分・氏名・免状の交付番号は、専任・兼任の区別を○で囲み、その氏名、免状の番号を記載。

※ 専任者が1名おれば良いのであり、全ての者が兼任であってはならない。

当該管理士名が別紙の雇用証明書に記載されていること。

(5) 営業所に置かれる器具

条例第10条第2項に規定する器具の型式、数を記載。

- ・ 温度計
- ・ 透視度計
- ・ 水素イオン濃度指数測定器具
- ・ 溶存酸素濃度測定器具
- ・ 汚泥沈でん試験器具
- ・ 塩素イオン濃度測定器具
- ・ 残留塩素測定器具
- ・ 亜硝酸性窒素測定器具
- ・ スカム及び汚泥厚測定器具
- ・ 水準器

(6) 雇用証明書

住所、氏名については、申請書に記載した住所、氏名に同じ。

別紙に記載した浄化槽管理士が、法人の場合、従業員であることを証明するもの。個人の場合においては、申請者が浄化槽管理士である場合、別の者の場合があり、いずれの場合においても添付が必要。

(7) 浄化槽清掃業者との業務に関する提携書

浄化槽の清掃は、その使用状況により時期が異なり、保守点検で状況を介して判断する管理上の一環である。また、清掃業としては別途の許可が必要なところから提携書が必要となる。

(8) 事業計画書

営業所の名称は、申請書に記載したものを記載。

保守点検の委託を受けた浄化槽の処理対象別の数は、市・町ごとに単独、合併別に点検を行っている（行う予定があるものも含める）基数を記載。

保守点検の委託を受ける浄化槽の種別は、該当欄にレ点を入れる。

一般の浄化槽とは、し尿を含む生活排水のみを処理するもので、それ以外は特定の浄化槽とする。

(9) 浄化槽保守点検契約書

設置者との契約を結ぶための書類。

※ 様式見本を添付。

(10) 研修計画書

浄化槽管理士は登録有効期間内に1回以上浄化槽の保守点検業務に関する講習会を受講する必要がある。

新規登録の場合、今後5年の研修予定を記入。

更新の登録の場合、過去5年の研修実績と今後5年の研修予定を記入し、実績分については講習会の修了証書の写しを添付する。